

# 教職員の I C T 機器利活用に係る基本ルール

平成 27 年 11 月 10 日

山形県教育委員会

## ●基本ルール策定の目的

教職員がスマートフォンやパソコン等の I C T 機器を個人的に利用する際、又は校務で活用する際、不適切な取り扱いをすることで、非違行為につながったり、県民からの指摘を受けたりする事案が複数発生している現状を受け、信頼される学校教育を推進する観点から、私用で機器を扱う際も含めて、特に守るべき基本的なルールやモラル、留意点を提示し、教職員の意識の徹底を図る。

## ●県内で発生した I C T 機器使用関連の不祥事

- ①中学校教諭が学校生活の相談を受ける中でメールにて私的な連絡を行い、自家用車で生徒と 2 人で出かける等の行為を複数回繰り返した事案。また、高校教諭が生徒と私的なメールを繰り返し、体に抱きつくなど不適切な行為をした事案。(停職 1 年 依願退職 H27)
- ②中学校教諭が、私物のパソコンを授業で使う際、誤ってわいせつな画像を生徒の目に触れさせた事案。(減給 3 月 H27)
- ③高校教諭が、ネット上の掲示板に誤ってわいせつな画像を載せ、警察から取り調べを受けたが、所属長にその報告を行わなかった事案。(減給 1 月 H27)
- ④高校教諭が、インターネットオークションでわいせつな画像を録画したビデオ CD を販売した事案。(懲戒免職 H17)

## ●県外で発生した I C T 機器使用関連の不祥事

- ①高校教諭が女子生徒に個別指導中、通信アプリの ID を交換し、メッセージを送り合う中で好意を持つようになり、2 度にわたり自家用車内でキスをした事案。(懲戒免職 H27 東京都)
- ②小学校教諭が、知人を誹謗中傷するメールを自宅のパソコンから県内の教育関連施設数か所に送り、被害者から相談を受けた県警が捜査し、逮捕された事案。(停職 3 月 H27 長野県)
- ③小学校教諭が、商業施設で拾った現金を警察に届けず、「大切に使います」と SNS に書き込み、それを読んだ県民から指摘を受けた事案。(戒告 H26 新潟県)
- ④中学校教諭が、生徒の個人情報を保存した記録媒体 (U S B メモリ) を、部活動で使用した公共の体育施設に置き忘れ、紛失した事案。(戒告 H27 北海道)

## ICT機器利活用：ベーシックチェックリスト

ICT機器の利用・活用に係り、特に基本となるルールやモラル、留意点について、常日頃から実行すべき内容（＝ベーシック）を、チェックリストとして示す。

校内研修会等において適時活用し、それぞれのチェック項目について、個人として組織として振り返り、遵守すべきポイントを再認識し、職場内の話し合いに生かすこと。

### 【ICT機器利活用：ベーシックチェックリスト】

#### 《個人リスト》 「しない」ことのチェックリスト

- 児童生徒や保護者との私的なメールは行わない。
- 勤務時間中には、私的なメールやSNS等を行わない。
- 授業では、私物のパソコンやタブレット、スマートフォンを使用しない。
- 授業前の事前チェックが行われていない状況で、ICT機器を活用しない。
- 著作権や肖像権等を侵害するアップロード、ダウンロードを行わない。
- 個人情報に関わる電子データを、学校外に持ち出さない。
- ウイルス対策を行っていないパソコンや記録媒体を、校内LANや校務パソコンには接続しない。

#### 《組織リスト》 「する」ことのチェックリスト

- 管理職はICT機器活用のセキュリティポリシーが適切なものとなるよう、必要な見直しを行っている。
- 管理職はICT機器活用のセキュリティポリシーを職員に明示し、周知している。
- 職員会議等の場を用いて、基本ルールの周知を年度内に複数回行っている。
- 管理職は職員のICT機器活用の実態を常に把握し、適切に指導を行っている。
- ICT機器活用に担当する情報教育担当者等を、校務分掌に設定している。
- トラブル発生時の対応など、ICT機器活用の危機管理体制が整えられている。
- ICT機器の適切な利活用のため、必要となる研修を定期的に設定している。
- 個人情報保護に配慮した情報を、学校ホームページ等に掲載している。

#### <参考>

##### ●教職員のICT機器利活用に係る本県の通知（私的メールの禁止等）

- ・平成27年2月20日 教育長通知  
「学年末・始め休業における児童生徒及び教職員の事故防止等について」
- ・平成27年6月1日 義務教育課長、高校教育課長通知  
「情報通信機器の利用に関わる教職員への注意喚起について」

## 5 個人情報流出・ウイルス侵入の防止に係る基本ルール

- (1) 個人情報流出やウイルス侵入の危険性を十分認識し、教育委員会及び所属長の定めたルールに則ってICT機器を利活用すること。
- (2) 原則、個人情報や機密事項に関わる電子データを、学校外に持ち出さないこと。
  - ・成績等、児童生徒の個人情報が含まれた電子データを記録媒体に保存して学校外に持ち出し、紛失したり盗難にあったりすることがある。
- (3) 児童生徒の写真や学校の関係資料等を個人のブログ等に載せないこと。
- (4) 基本ルール3(1)を踏まえた上で、校内LANや校務パソコンには、ウイルス対策を行っていないパソコンや記録媒体を接続しないこと。
  - ・私物パソコンで作成した電子データを校務パソコンに記録媒体で取り込む際、私物パソコンに侵入していたウイルスが校務パソコンに侵入することがある。

## ICT機器利活用に係る不祥事防止の基本的な観点

ICT機器の利用・活用に起因した不祥事が発生することがないように、教職員として重視すべき観点を「心構え・モラル」「知識・スキル」の2項目に整理し、その内容を次に示す。

### 1 心構え・モラルの観点

- (1) 教職員の自覚
  - ・まずは一人一人の心構えが重要。特に私用でSNSを利用する際に自分が教職員であることを強く意識する。
  - ・メール等で生徒とつながり、生徒指導や教育相談を行うことの危険性について認識する。
- (2) 職場での情報の共有化
  - ・他校等で起きた不祥事案の情報について職場で共有し、自分にも起こりうるということを意識する。
  - ・メール等で生徒から相談を受けた場合には、関係職員と情報を共有するなど、組織的に対応することが重要である。
- (3) 情報セキュリティポリシー等の遵守
  - ・教育委員会、所属長が定めた情報セキュリティポリシー等に基づくルールを遵守する。

### 2 知識・スキルの観点

- (1) 知識不足に起因する非違行為の防止
  - ・知識として知っていれば「想像力」も働き、不祥事につながる前に防ぐことができるため、ICT機器利活用に係る情報を積極的に収集することが必要である。
  - ・ICT機器の利便性と併せて、その利活用は個人情報流出等の非違行為につながる危険性があるという認識を持つ。
- (2) 教職員研修の実施
  - ・県教育センター、市町村教育委員会（視聴覚センター等を含む）からの支援により、情報セキュリティやネット・エチケット等について知識やスキルを高める研修を行う必要がある。

## 5項目の基本ルール

ICT機器の利用・活用について、認識の甘さや知識の少なさから、非違行為や違法行為を起こすことのないよう、教職員として特に守るべき基本ルールを5項目に整理し、それぞれの注意事項を次に示す。

### 1 メール（電子メールやSNS等）の活用に係る基本ルール

- (1) 児童生徒や保護者との私的なメールは行わないこと。生徒指導、教育相談はメール以外の手段で行い、必ず組織で対応すること。
- (2) 部活動の連絡等、公務で活用する際は、所属で定められたルールに従い慎重に行うこと。
- (3) 勤務時間中に、私的なメールは行わないこと。

### 2 ネットへの書き込み、写真投稿、SNS等の利用に係る基本ルール

- (1) SNS等への書き込み、写真のアップ等は、私用であっても、教職員であるという自覚を常に持って行うこと。
  - ・名前を載せていなくても、教職員の投稿だと特定され、保護者や県民から指摘を受けることがある。
- (2) SNSやゲームサイト等で知り合った人とのトラブルに注意すること。
  - ・インターネット上で軽い気持ちで発言（書き込み）したことが、相手の感情を傷つけ、慰謝料を求められるようなトラブルに発展することがある。
- (3) 無責任、軽率な書き込みや投稿は行わないこと。
  - ・誤って不適切な画像を投稿し、非違行為として扱われることがある。

### 3 授業でICT機器を活用する際の基本ルール

- (1) 授業では原則、私物のパソコンやタブレット、スマートフォンを活用しないこと。ただし、教育委員会及び所属長の定めたルールに則り適正に活用する場合には、この限りではない。
- (2) 所属長は授業で活用する際のルールを明示し、日頃から職員に周知徹底すること。また、必要に応じて当該ルールの点検を行うこと。
- (3) 不適切かつ不要な情報が提示されないことがないように、授業での活用時には事前のチェックを確実に行うこと。
- (4) 授業の教材にインターネット上の情報を用いる場合には、情報の信頼性や中立性など教材として適正か、複数名によるチェックなどを通して十分に精査すること。

### 4 著作権、肖像権等の侵害、その他の違法行為防止に係る基本ルール

- (1) 著作権や肖像権を侵害するアップロード、ダウンロードは違法であると認識し、行わないこと。
  - ・画像や動画等を無断で使用することで、著作権や肖像権等を有する者から訴えられることがある。
- (2) ファイル交換・共有ソフトの利用について、違法なアップロード、ダウンロードにならないよう注意すること。
- (3) 学校ホームページ等に児童生徒の画像を載せる際は、教育委員会及び所属長の定めたルールに則り適正に行うこと。また、その手続きを常に確認すること。